

監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年7月11日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

監査結果の措置対象

市民福祉部*1

市民課*2

*1：現在の市民環境部

*2：現在の市民環境部市民課

監査結果報告年月日

平成29年3月28日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年6月20日

講じた措置等の内容

【市民課】

《意見》

平日の夜間窓口における証明書等の交付について、利用実績の少ない状況が続いている。証明書等のコンビニ交付サービスの検討に合わせ、夜間窓口の開設のあり方についても検討されたい。

《措置内容》

証明書等のコンビニ交付サービスの稼働に向けて準備を進めております。新庁舎への発行サーバ設置等を含めたコンビニ交付システム構築スケジュールと、新庁舎への業務移転を併せて検討する中で、夜間窓口についての検討も進めてまいります。